附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、法の施行の日（平成二十七年六月一日。附則第三条第二項において「施行日」という。）から施行する。

（少年院処遇規則等の廃止）

第二条　次に掲げる省令は、廃止する。

一　少年院処遇規則（昭和二十四年法務府令第六十号）

二　手錠の製式（平成十五年法務省令第六十四号）

（処遇の段階の指定に関する経過措置）

第三条　この省令の施行の際現に少年院に収容されている在院者のうち、前条の規定による廃止前の少年院処遇規則第二十五条第一項の規定により分けられた在院者の処遇に係る段階（以下この条において「旧段階」という。）に編入されている者の処遇の段階については、次の各号に掲げる旧段階に応じ、当該各号に定める処遇の段階とする。

一　一級の上　一級

二　一級の下又は二級の上　二級

三　二級の下又は三級　三級

2　この省令の施行の際現に少年院に収容されている在院者のうち、前項各号に掲げる旧段階に編入されていないものについては、施行日に、その者の改善更生の状況に照らし適当な処遇の段階を定めるものとする。

（入院時の告知に関する特例）

第四条　第十三条の規定は、法附則第二条の規定により読み替えて適用される法第二十条（法第百三十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定による告知について準用する。

（証明書の発行に関する経過措置）

第五条　第十八条の規定は、法附則第四条の規定によりみなして適用される法第二十七条第一項の規定により学校教育法第一条に規定する学校の教育課程の全部又は一部を修了したものとみなされたときについて準用する。

別表（第四十七条関係）

種類		構造	材質
手錠	第一種	開閉可能な腕輪二個を鎖で連結する。 附属するひもは、直径三ミリメートル、長さ三メートルないし四メートルとする。 各腕輪は、歯止めで止まり、施錠できるものとする。 形状は、図一のとおりとする。	鉄又はこれと同等以上の強度を有する材質のものとする。 附属するひもは、化学繊維製とする。
	第二種	開閉可能な腕輪二個を連結板で結合する。 連結板は、縦おおむね八十ミリメートル、上辺十五ミリメートルから百六十ミリメートルまで、下辺八十ミリメートルから二百十ミリメートルまでの台形状のものとする。 各腕輪に、それぞれ施錠装置一個を設ける。 形状は、図二のとおりとする。	腕輪及び連結板の表面には化学繊維製の織物を、腕輪の内側にはフェルトをそれぞれ用いる。 連結板の芯地には、鉄又はこれと同等以上の強度を有する材質のものを用いる。 腕輪の施錠装置は、鉄又はこれと同等以上の強度を有する材質のものとする。

図一　手錠（第一種）

